

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1～2ページ、商法の問題は3ページにあります。

民 法

【設例】の事案に関し、判例通説に従って、【設問】(1)～(4)に解答せよ。

なお、解答は、設問の出題順に記述しなければならない。解答中には、設問ごとの各解答の間を含め、2行以上の空白を設けてはならない。これらの指示を遵守しない解答は、その不遵守箇所以降の部分すべて評価外とする。

【設例】

Aは、その所有する特定動産「乙」をBに贈与し、このことに基づいて、乙をBに現実に手渡した。その後まもなくして、Aは、Bに乙を贈与する契約を締結した時点でAは未成年者であったことを理由として、その契約を取り消す旨をBに口頭で伝えた。他方において、Bは、Bが乙の所有者であるものとして、乙をCに売却した。このため、乙の所有権がAとCとのいずれにあるのかをめぐり、A・C間に紛争を生じた。そこで、Aが、Cを被告として、乙の所有権がAにあることの確認を求める訴え(本件訴訟)を提起した。

【設問】

- (1) 仮に、BC間で乙売買契約が締結されたのが、AB間の乙贈与契約をAが取り消したのより、時系列上、先立つものとする。この場合、本件訴訟は、A・Cいずれの勝訴に帰するものと予測されるか、説明せよ。
- (2) 仮に、BC間で乙売買契約が締結されたのが、AB間の乙贈与契約をAが取り消したのより、時系列上、後れるものとする。この場合、本件訴訟は、A・Cいずれの勝訴に帰するものと予測されるか、説明せよ。
- (3) BC間の乙売買契約の締結とAB間の乙贈与契約のAによる取消しとの時系列上の先後関係は、それ自体が一個の事実であり、証明されるに至らないこともあり得る。そうすると、その先後関係がいずれとも認定できない場合(先後不明の場合)のAC間の法律関係の理解こそが、本件訴訟の帰趨を予測するための理論的出発点とならなければならない。このことを抜きにして前か後かと論じてみても、訴訟実務に活きる民法を修得するためには、無意味である。また、逆に、BC間の乙売買契約の締結とAB間の乙贈与契約のAによる取消しとが、積極的に同時であったことが証明される稀な場合もあり得よう。

このことにかんがみ、BC間の乙売買契約の締結とAB間の乙贈与契約のAに

よる取消しとが、時系列上、先後不明又は同時である場合、本件訴訟は、A・C
いずれの勝訴に帰するものと予測されるか、(1) の場合の法的処理と(2) の
場合の法的処理とのいずれが原則に従う場合でありいずれが例外となる場合で
あるかの関係に留意して、(1)・(2) の解答と整合するように説明せよ。

- (4) 仮に、Cが、BC間の乙売買契約に基づいて、Bから乙を現実に手渡された
ものとする。この場合、本件訴訟の帰趨は、C勝訴に向けて大きく傾くものと予
測することができる。このように予測できるのはどのような理由によるか、また、
Cが勝訴するために明らかにされねばならない必要かつ最小限の事実は何か、民
法186条1項及び民法188条の各規定をも参酌して、説明せよ。

以 上

商 法

【問題】

- (1) 甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、衣料品の製造・販売等を業とする公開会社である。甲会社の創業者である A には、前妻 B との間に子 C があり、B の死後に再婚した妻 D との間に子 E がある。A は甲会社の代表取締役であり、C と D は取締役として甲会社の業務を担当していた。E は、甲会社の財務部長として、金融機関との間の資金調達・運用などの業務を担当していた。
- (2) 持病が悪化して入退院を繰り返し、将来に不安を感じるようになった D は、E を A の後継者とすること、そのためにできるだけ早期に E を甲会社の代表取締役副社長にすることを A に懇願し、A はこれを了承した。
- (3) 令和 5 年 6 月開催の甲会社定時株主総会で、A と C が取締役に再任されるとともに、退任する D に代わって E が新たに取締役に選任された。その後に開催された取締役会で、A が代表取締役に再任されたが、E を代表取締役に選定する議案は、C が強く反発したため採決に至らなかった。

A と D が相談した結果、A と E が代表取締役に選任された旨の虚偽の取締役会議事録を作成してその旨を登記し、E に対しては副社長の肩書きで金融機関との交渉等に携わることを認めることとした。

- (4) この頃、甲会社の事業は順調に拡大して、年間売上高はおおよそ 2 億円であった。E の友人で不動産の開発・販売等を業とする乙株式会社（以下、「乙会社」という。）の代表取締役である F は、E が甲会社において副社長として資金の調達と運用業務を担当していることを知り、甲会社が乙会社に不動産開発のための資金を貸し付け、乙会社が開発した不動産を分譲して得た代金で借入金を返済することを計画し、これを E に提案した。

当初 E は、甲会社に余裕資金はないと拒んでいたが、F が知り合いの貸金業者 G を紹介すると言って執拗に要請したため、これを断り切れず、F の提案を受け入れることにし、独断で、甲会社を代表して G から 5,000 万円を年利 10% の高利で借り入れた（以下、「本件借入れ」という。）。E は G に対し、事業のための資金として必要であると説明したが、G から具体的な事業内容の説明などは求められなかった。その翌日、E は、独断で、甲会社を代表して、乙会社に対して 5,000 万円を年利 10% の約定で貸し付けた。

本件借入れが甲会社に効果帰属するかを論じなさい。

以 上